

建築物エネルギー消費性能基準等の改正等に伴う手数料条例の改正について

令和4年12月14日

都市整備部

1 改正の趣旨

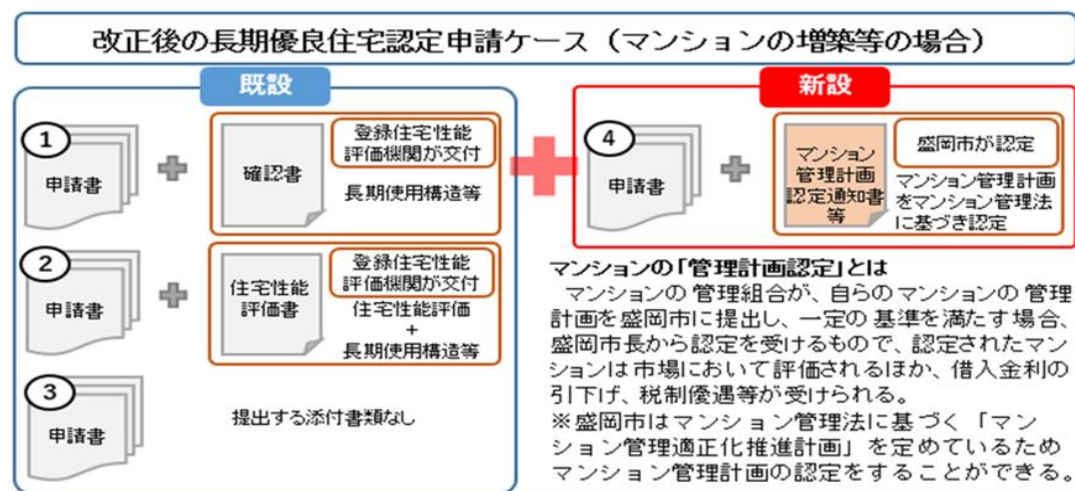
マンションの管理計画等の提出があった場合における共同住宅等の増築等に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の額を定めるほか、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額の区分を改めようとするものである。

2 改正の内容

2-1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関連

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画（既存マンションの増築・改築及び維持保全に関する計画）及び長期優良住宅維持保全計画（既存マンションの維持保全に関する計画）の認定において、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に規定する管理計画認定マンションについては、長期優良住宅の認定基準の一部である維持保全に関する適合性を有するものとみなされるため、当該認定審査に要する時間が短縮されることから、通常の手数料よりも低額の申請手数料を新たに定めるものである。

管理計画認定マンションの管理者等から管理計画認定通知書等の提出があった場合の認定申請手数料を別表65の11に定める。（長期優良住宅認定に係る手数料表を別紙1として添付。）



2-2 都市の低炭素化の促進に関する法律関連





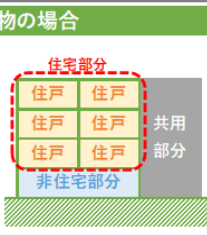
都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定（以下「低炭素認定」という。）の申請類型が次のとおり改められた。

- 1) 複合建築物の「非住宅部分のみ」及び「住宅部分のみ」を認定する単位の新設。
- 2) 共同住宅等における住戸単位の認定の廃止。

以上のことから、手数料条例に規定する当該事項に係る建築物の区分等を改めようとするものである。

低炭素認定については手数料条例別表65の16に規定しているが、新設される複合建築物の「非住宅部分」及び「住宅部分」に関する認定申請手数料の額については、制定済みである「非住宅建築物」及び「共同住宅等」の認定と審査内容が同様となることから、当該認定申請手数料の額と同額とするほか、共同住宅等の住戸単位に関する認定申請手数料を削除する。また、当該認定に係る変更認定申請手数料を規定している別表65の17を併せて改める。（低炭素認定に係る手数料表を別紙2として添付。）

【低炭素認定の認定単位】

建築物種別	戸建住宅の場合	共同住宅等の場合	非住宅建築物の場合	複合建築物の場合	
建築物種別					
低炭素認定	■一戸建ての住宅	■共同住宅等	■人の居住の用に供する部分をもたない建築物	■住宅・非住宅複合建築物 (住戸の数が1)	■住宅・非住宅複合建築物 (住戸の数が2以上)
建築物の認定区分	①建築物全体	①建築物全体 ※住戸単位の認定は廃止	(1)工場等専用途以外 ①建築物全体 (2)工場等専用途 ①建築物全体	①建築物全体 ②非住宅部分 (新設) ③住宅部分 (新設)	①建築物全体 ②非住宅部分 (新設) ③住宅部分 (新設) ※住戸単位の認定は廃止

2-3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関連

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定（以下「性能向上計画認定」という。）の申請類型が次のとおり改められた。

- 1) 複合建築物の「住宅部分のみ」を認定する単位の新設。
- 2) 共同住宅等における住戸単位の認定の廃止。

以上のことから、手数料条例に規定する当該事項に係る建築物の区分等を改めようとするものである。

性能向上計画認定については手数料条例別表65の22に規定しているが、新設される複合建築物の「住宅部分」に関する認定申請手数料の額については、制定済みである「共同住宅等」の認定と審査内容が同様となることから、当該認定申請手数料の額と同額とするほか、共同住宅等の住戸単位に関する認定申請手数料を削除する。また、当該認定に係る変更認定申請手数料を規定している別表65の23を併せて改める。（性能向上計画認定に係る手数料表を別紙3として添付。）

【性能向上計画認定の認定単位】

建築物 種別	戸建住宅の場合	共同住宅等の場合	非住宅建築物の場合	複合建築物の場合	
性能向上 計画認定	■ 一戸建ての住宅	■ 共同住宅等	■ 非住宅建築物	■ 複合建築物 (住戸の数が1)	■ 複合建築物 (住戸の数が2以上)
建築物の 認定区分	① 建築物全体	① 建築物全体 (住宅部分) 又は (住宅部分+共用部分) ※住戸単位の認定は廃止	① 建築物全体	① 建築物全体 ② 非住宅部分 ③ 住宅部分 (新設)	① 建築物全体 ② 非住宅部分 ③ 住宅部分 (新設) ※住戸単位の認定は廃止

3 施行期日

条例の公布の日から施行する。

改正省令（令和4年11月7日施行）により新設された「誘導仕様基準」に係る認定申請の手数料の額の改定については3月議会に上程予定。

別紙 1

別表65の11「長期優良住宅認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	区分	添付図書の種別				
		添付図書無	確認書	住宅性能評価書	マンション管理計画 認定通知書	
65の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	ア 戸建住宅 新築	—	48,000円	7,000円	7,000円	—
	イ 戸建住宅 増築、改築、既存	—	72,000円	10,000円	10,000円	—
	ウ 共同住宅等 新築	(ア) 500㎡以内のもの	112,000円	13,000円	13,000円	—
		(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの	179,000円	23,000円	23,000円	—
		(ウ) 1,000㎡を越え2,500㎡以内のもの	352,000円	33,000円	33,000円	—
		(エ) 2,500㎡を越え5,000㎡以内のもの	630,000円	61,000円	61,000円	—
		(オ) 5,000㎡を越え10,000㎡以内のもの	1,081,000円	104,000円	104,000円	—
		(カ) 10,000㎡を越え20,000㎡以内のもの	2,000,000円	171,000円	171,000円	—
		(キ) 20,000㎡を越え30,000㎡以内のもの	2,856,000円	210,000円	210,000円	—
		(ク) 30,000㎡を越えるもの	3,499,000円	224,000円	224,000円	—
	エ 共同住宅等 増築、改築、既存	(ア) 500㎡以内のもの	168,000円	19,000円	19,000円	151,000円
		(イ) 500㎡を越え1,000㎡以内のもの	268,000円	34,000円	34,000円	243,000円
		(ウ) 1,000㎡を越え2,500㎡以内のもの	528,000円	49,000円	49,000円	478,000円
		(エ) 2,500㎡を越え5,000㎡以内のもの	945,000円	91,000円	91,000円	876,000円
		(オ) 5,000㎡を越え10,000㎡以内のもの	1,623,000円	155,000円	155,000円	1,534,000円
		(カ) 10,000㎡を越え20,000㎡以内のもの	3,001,000円	256,000円	256,000円	2,841,000円
		(キ) 20,000㎡を越え30,000㎡以内のもの	4,287,000円	315,000円	315,000円	4,072,000円
		(ク) 30,000㎡を越えるもの	5,252,000円	335,000円	335,000円	4,984,000円
	(2) 略	略	略	略	略	略

※別表65の12に定める計画の変更に係る認定申請の手数は、一戸建ての住宅にあっては新規の認定申請手数料と同額、共同住宅等にあっては変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。

別表65の12・・・変更認定申請手数料 ⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

別紙 2

別表65の16「低炭素認定」申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の種類		
			適合証なし	適合証あり	モデル建物法 (適合証なし)
65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 ・住宅・非住宅複合建築物の住宅部分（住戸の数が1であるもの） ・共同住宅等（住宅部分） ※共用部分はイの規定を準用	(ア) 200㎡以内のもの	35,000円	5,000円	—
		(イ) 200㎡を超え400㎡以内のもの	70,000円	10,000円	—
		(ウ) 400㎡を超え800㎡以内のもの	97,000円	16,000円	—
		(エ) 800㎡を超え2,000㎡以内のもの	136,000円	27,000円	—
		(オ) 2,000㎡を超え4,000㎡以内のもの	195,000円	45,000円	—
		(カ) 4,000㎡を超え8,000㎡以内のもの	278,000円	80,000円	—
		(キ) 8,000㎡を超え16,000㎡以内のもの	376,000円	126,000円	—
		(ク) 16,000㎡を超え24,000㎡以内のもの	493,000円	158,000円	—
		(ケ) 24,000㎡を超えるもの	579,000円	169,000円	—
		イ 共同住宅等（共用部分） ・住宅・非住宅複合建築物の共用部分（住戸の数が2以上であるもの） ※住宅部分はアの規定を準用	(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	10,000円
	(イ) 300㎡を超え2,000㎡以内のもの		179,000円	27,000円	—
	(ウ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		277,000円	80,000円	—
	(エ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		356,000円	126,000円	—
	(オ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		425,000円	158,000円	—
	(カ) 25,000㎡を超えるもの		495,000円	198,000円	—
	ウ 非住宅建築物 (工場等専用用途以外) ・住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分 (工場等専用用途以外)		(ア) 300㎡以内のもの	239,000円	10,000円
		(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	297,000円	17,000円	120,000円
		(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	380,000円	27,000円	156,000円
		(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	540,000円	80,000円	249,000円
		(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	662,000円	126,000円	309,000円
		(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	780,000円	158,000円	372,000円
		(キ) 25,000㎡を超えるもの	890,000円	198,000円	451,000円
	エ 非住宅建築物 (工場等専用用途) ・住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分 (工場等専用用途)	(ア) 300㎡以内のもの	109,000円	10,000円	48,000円
(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの		138,000円	17,000円	63,000円	
(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		179,000円	27,000円	84,000円	
(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		277,000円	80,000円	154,000円	
(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		256,000円	126,000円	212,000円	
(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		425,000円	158,000円	258,000円	
(キ) 25,000㎡を超えるもの		495,000円	198,000円	309,000円	
オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体	ア及びイに定める額にウ又はエの額を加算				
(2) 略	確認申請との併願時は(1)の金額に確認申請手数料追加				

※別表65の17に定める計画の変更に係る認定申請の手数料は、変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。

別表65の17・・・変更認定申請手数料 ⇒上図と同様の改正内容のため本資料では省略。

別紙 3

別表65の22 「性能向上計画認定」 申請手数料

※下線部分が改正箇所

事務	建築物の区分	面積区分	添付図書の種類			
			適合証なし	適合証あり	モデル建物法 (適合証なし)	
65の22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額	ア ・ 一戸建ての住宅 ・ 複合建築物の住宅部分 (住戸の数が1であるもの)	(ア) 200㎡以内のもの	38,000円	6,000円	—
			(イ) 200㎡を超えるもの	43,000円	6,000円	—
		イ ・ 共同住宅等 <u>(建築物全体)</u> <u>※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積</u>	(ア) 300㎡以内のもの	77,000円	11,000円	—
			(イ) 300㎡を超え2,000㎡以内のもの	127,000円	23,000円	—
		<u>・ 複合建築物の住宅部分 (住戸の数が2以上であるもの)</u> <u>※共用部分を除いた評価方法による申請の場合は共用部分を除いた床面積</u>	(ウ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	217,000円	50,000円	—
			(エ) 5,000㎡を超えるもの	310,000円	89,000円	—
		ウ ・ 非住宅建築物 ・ 複合建築物の非住宅部分	(ア) 300㎡以内のもの	251,000円	11,000円	96,000円
			(イ) 300㎡を超え1,000㎡以内のもの	315,000円	19,000円	123,000円
			(ウ) 1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	406,000円	30,000円	161,000円
			(エ) 2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	580,000円	89,000円	261,000円
	(オ) 5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		714,000円	141,000円	341,000円	
	エ ・ 複合建築物の建築物全体	(カ) 10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	844,000円	178,000円	409,000円	
		(キ) 25,000㎡を超えるもの	962,000円	222,000円	480,000円	
			住宅部分	ア (ア) ~ (イ) イ (ア) ~ (エ)	左記の面積区分に応じ上記の手数を合算	
		非住宅部分	ウ (ア) ~ (キ)			
(2) 略	確認申請との併願時は (1) の金額に確認申請手数料追加					

※建築物の連携による複数建築物は各建築物に応じた上記手数料を合算した額。

※別表65の23に定める計画の変更に係る認定申請の手数は、変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表に当てはめて算出した額。

別表65の23 ・ ・ ・ 変更認定申請手数料 ⇒ 上図と同様の改正内容のため本資料では省略。